

令和 6 年度 総務常任委員会 行政視察報告書

1. 調査期間

令和 6 年 1 0 月 1 6 日（水）～ 1 0 月 1 8 日（金）

2. 視察都市及び視察事項

期 日	視察都市	視察事項
1 0 月 1 6 日（水）	宮城県仙台市	市民協働事業について
1 0 月 1 7 日（木）	宮城県多賀城市	震災経験・記録伝承事業について 防災 DX について
1 0 月 1 8 日（金）	山形県山形市	山形市犯罪被害者等支援条例について

3. 視察者

佐賀 和樹（委員長） 谷津 英美（副委員長）
柳沢 潤次 友田 宗也 石井 世悟 石川 麻央 甘粕 和彦
須田 一行 松尾 宏之

【1 日目】

視察自治体 宮城県仙台市

① 人口及び面積 人口 1,095,744 人・面積 786.35 km²

② 令和 5 年度一般会計予算 614,651,000 千円

視察項目 「市民協働事業について」

（1）視察の目的

持続するまちには、若者の市政への意見反映、将来のまちづくりの担い手・育成、社会参画促進が重要である。若者の活力でさらに発展する市民協働事業を学ぶ。

（2）市民協働事業について

・市民協働のあゆみ

平成 11 年仙台市が「市民協働元年」を宣言し、同年 4 月「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」施行、同年 6 月「仙台市市民活動サポートセンター」開館。

平成 23 年東日本大震災発生による社会情勢の変化、多様化する地域課題などにより、多様な主体の協働によるまちづくりの必要性の高まりを受ける。平成 27 年 7 月「仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例」施行、翌 28 年 1 月「協働によるまちづくりの推進のための基本方針」策定、計画期間令和 3～7 年度「協働まちづくり推進プラン 2021」により事業を展開する。

・若者が活躍するまちづくり事業の概要

仙台市のポテンシャルに関して、学生都市・支店経済都市(様々な人材が転入する)として、多くの若者が存在し、活力を生かせる可能性がある。多様な主体としての若者が、市政に関わり、将来のまちづくりの担い手、社会参加促進となっていくことで、住み続けるまちへつながる。行政は、若者の主体的なチャレンジを応援し、若い力を生かしたまちづくりを進めるパートナーである。大きく分けて4つの取組がある。



① 「若者目線によるまちづくり情報の発信」

まちづくりに興味を持つに至っていない若者を対象。＜令和6年度新規事業＞

学生取材チームが、仙台市の施策や若者団体の活動を取材し、民間の若者向けのWebやSNS等を活用して情報を発信し、幅広い若者へリーチ。

② 「仙台まちづくり若者ラボ」

まちづくりに興味はあるが行動に移せていない若者を対象。仙台市に居住又は通勤通学する18～30歳くらいを40名程度募集。若者が「自分ごと」として関われるまちづくりテーマを設定、テーマごとに分かれ、半年間のワークショップ&フィールドワークで、まちづくりのアイデアを練り成果を発信。各若者チームの活動を伴奏支援するメンターを配置。

③ 「ユースチャレンジ! コラボプロジェクト」

まちづくりにトライしたい若者を対象。若者版・市民協働事業提案制度。若者団体からまちづくりに取り組む事業の提案を募集し、審査のうえ採択された事業について、市から負担金を交付(上限30万円)するとともに、若者団体と協働で取り組む制度。

若者団体には、サポート団体が事業提案から実施、報告まで、総合的なサポートを行う。

R3年度：2事業 R4年度：7事業 R5年度：8事業 R6年度：6事業

④ 「仙台若者SDGsアワード」

評価されたい・企業ともコラボしたい、まちづくりに活躍する若者を対象。若者の活躍を表彰・発信。企業×若者団体のコラボ事業をコーディネートし、伴奏支援。

* コカ・コーラボトラーズジャパン(株)及び(一社)ワカツクと実行委員会を組織し事業を運営。

・事業効果

若者とのまちづくりの協働は、潜在層の若者をはじめ、関心層の若者から活動層の若者までをトータルに後押し、若者のアイデアを市政に取り込み、将来の担い手の発掘・育成、若者の社会参加を促進する。若者の感想からは、多様な意見や情報を共有でき視野が広がっていることがわかる。他人事に感じていた「まちづくり」が、自分事として捉える良い機会となっている。市の発展、持続するまちへつながると期待できる。

（３）所見

若者が行政・企業・他団体など関わることは、全く違う意見や情報に出会うきっかけとなり、また新たなつながりも生まれる。市民協働の原点として、目先の利益にとらわれておらず、育成する工夫がある若者に特化した事業である。若者がまちづくりや地域課題に携わることで、まちに愛着を持つ長期的な視点を見据えているよう。これは「主体は若者である」ことを大変意識している姿勢からもわかる。「若者が活躍するまちづくり」は相互理解を生み出し、人口流失を防止、持続可能なまちへつながると思う。



藤沢市は市民協働が進んでいるまちであるが、高齢化、硬直化をしている部分も多くある。

令和６年度から始めた行政によるテーマ設定は、生活している場所・人などの違う若者にとって興味がないものにもなりやすく、仙台市も苦労している。４つテーマのうち１つでも合えばいいと思えるような柔軟性のある環境づくり、総括して翌年に改善していく継続性も大切だと感じた。

こども基本法が施行され、子どもや若者の意見は、市政運営に反映される重要性を増している。大学や若者団体と連携した活動を通して、若者の主体性を大事に育む・中長期的な視点を取り入れた施策展開のしかけも相互作用として有効だろう。

【２日目】

視察自治体 宮城県多賀城市

① 人口及び面積 人口 61,843 人・面積 19.69 km²

② 令和５年度一般会計予算 26,000,000 千円

視察項目 「震災経験・記録伝承事業について」、「防災 DX について」

（１）視察の目的

東日本大震災の経験から得た教訓を生かしたまちづくりを学び、今後に向け起こり得る自然災害に備える。防災備蓄の管理を DX 化している先進事例について学ぶ。

（２）震災経験・記録伝承事業について

・東日本大震災時の被災状況と復興に向けた取り組み

多賀城市を襲った津波の特徴は、都市型津波(河川津波)とよばれ、上陸後に高さを増し、速度(時速 30 キロほど)を上げ、被害を拡大させる。震災復興計画は、現地再建を基本に 10 年間で震災からの復旧・復興を目指す。平成 25 年 11 月「減災都市宣言」、命を守るために、災害に備える、被害を減じる、早期に普及する、災害に強いまち「減災都市 多賀城」。

・震災経験・記録伝承事業

「たがじょう見聞憶」は、東北大学との連携の元、多賀城市で起こった東日本大震災の記録を収集・保存し体系的に整理したデジタルデータベース。震災を風化させることなく、記録と体験、教訓、知見を地域の未来に生かす。職員をはじめ市民を巻き込む形で作成。

震災を経験した多賀城市職員の声→避難所生活は、住民の皆さんとの信頼関係を普段から築く、顔見知りの関係が理想。住民への応対は、総合窓口が必要、情報を共有すること、相手の立場に立って話すことで、心は必ず通い合う。自分の家族への不安が減れば、仕事に集中できる。職員自身については、組織として個人として職員の責務は重い、それに負けない環境と気持ちを普段から準備しておく。

① 防災 DX 化の取り組みについて

・防災情報アプリ「多賀城防災」

コンテンツは、気象・地震・津波等に関する情報配信、防災行政無線の音声再生、風水害時の警戒レベル表示、ハザードマップ、防災お役立ちリンク集。

特徴は、サイレンや自動音声で災害を迅速かつ分かりやすく通知、日々内容をバージョンアップ、ご年配の方には有事の際のお守りとしてアプリのインストールを啓発する。2022 年当初利用者目標は 3,000 人を目指し、現在 9,150 人。高齢者の目線を大切に、年金給付日や介護時等を利用し利用者を増やした。

多賀城市防災情報アプリ「多賀城防災」



【引用】多賀城市 HP

事業費

防災情報アプリ
① 初期費用：約 300 万円
② 使用料(年額)：約 150 万円

・いま、どこで、なにがおきているのか把握できる IP 無線機「E V O L V E」。

事業費

IP 無線機
① 初期導入費：約 1,800 万円(無線機約 100 台、PC、タブレット等を含む)
② 通信費(年額)：約 390 万円

・仙台 B O S A I — T E C H 事業への参加、課題解決につながるソリューションの実証実験を実施。AR・プロジェクションマッピングを融合した「段ボールジオラマ」の展示により、津波マップよりもハザードマップのイメージがより可視化され、わかりやすくなる。

・災害用備蓄品管理・要請システム

東日本大震災時の平成 21 年 3 月策定のハザードマップでは、津波の浸水被害はほとんど想定されておらず、震災時の備蓄品は全く足りなかった。新たなハザードマップでは 57% 浸

水地域になっている。東日本大震災では、昼夜を問わず届けられる支援物資は、需要と供給のミスマッチ、荷解きや保管場所の問題があった。また、物資受け入れ・供給に係るハード整備(緊急避難路・物流路)が必要であった。

備蓄倉庫拠点の整備として、平時は屋内型スポーツ施設として活用し、災害時は天候に左右されず物資の荷解きが可能になる。分散備蓄の推進として、10 万食以上の食料や生活用品等を市内 17 か所に分散備蓄(各避難所、市営住宅の屋上)。

改善策として、備蓄品管理システム「B - order」で、平時・災害時を問わず備蓄品を適切に一元管理。ほぼすべての備蓄品に B - order の帳票を添付。また、支援物資の要請が、自治体と企業間でWEBから可能になる。

事業費

災害用備蓄品管理システム
① 初期導入費：0 円
② 使用料(年額)：約 110 万円、備蓄品の搬入・搬出、棚卸：約 90 万円

(3) 所見

被災した経験が大きいものだと思うが、市民参加を巻き込む工夫があり、市民全体の減災意識の高さがうかがえる。防災総合訓練では、小中学校登校日の土曜日に合わせ、1 万人の参加人数に驚いた。幼稚園主催の訓練でも地域の人、行政も一緒になり年毎にパターンを変えて行うなど減災に対する取組み意識の高さを感じた。

東日本大震災から一時間後、都市型津波の映像を見て、交差点における被害に圧倒された。いつ起きてもおかしくない地震や津波等の災害に備えて、教訓をしっかりと捉えた減災・回復力のあるまちづくりに生かしたい。まずは弱い立場にいる人の目線から避難訓練の実践をもって意識を高めたいと思う。ラインとアプリと検討した結果、親族が市外の人でも登録



し、いつもは特段使わなくても済むとして、登録のしやすさでアプリを選んだそう。緊急時に確実に伝わることを重視した選択である。

東日本大震災の教訓を生かした防災DX化、避難訓練の実践的なあり方、地震・津波災害など起こりうる可能性の高い本市においては参考としていきたい。

【3 日目】

視察自治体 山形県山形市

① 人口及び面積 人口 240,159・面積 381.58 km²

② 令和 5 年度一般会計予算 98,712,000 千円

視察項目 「山形市犯罪被害者等支援条例について」

(1) 視察の目的

犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減に向けた取組を推進し、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図る。神奈川県は条例を持ち、県内市町村でも条例制定が増えている現状から、先行事例を参考にしたい。

(2) 山形市犯罪被害者等支援条例の概要について

・平成 17 年 4 月、国の「犯罪被害者等基本法」、平成 22 年 3 月、県の「山形県犯罪被害者等支援条例」、市町村レベルにおいても、条例制定の機運が高まっており、令和 3 年度 4 月 1 日時点で 623 自治体(全体の 32.6%)が条例を制定していた。令和 4 年 4 月山形市で制定。条例制定状況として、山形県内の 35 市町村に対して、令和 5 年 4 月時点で 8(22.9%)、全国 835(48.5%)であり、令和 6 年 7 月時点で山形県内条例制定数 21(60.0%)に拡大。

・条例の主な内容として、基本理念(個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障、被害状況に応じて、途切れることなく二次的被害防止に配慮して支援する)、市の責務、市民等・事業者の責務、日常生活の支援、経済的負担の軽減、総合支援窓口の設置、市民等及び事業者の理解の増進(市ホームページ掲載、リーフレット)

・山形市犯罪被害者等見舞金の要綱について

目的は、犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は障害を負った犯罪被害者に対し、再び平穏な生活を営むことができるよう、要綱を定め見舞金を支給する。

・対象者は、原則、山形市民(犯罪行為が行われた時点で、山形市の住民基本台帳に登録されている被疑者及び遺族)。対象となる犯罪については、見舞金の種類(遺族 30 万円、障害 10 万円)、申請の期限(犯罪を知ってから 2 年以内、また発生した日から 7 年以内)がある。

・現状の課題と今後

山形市は、施行 2 年半を経たが、いまだ利用がない。全体の犯罪被害者が少ないのかもしれないが、更なる周知方法の工夫が必要とされる。

(3) 所見

犯罪被害者には、誰もがなり得る可能性がある。さらに、出先である他県他市で被害に合うかもしれない。現在、地方自治体によって、条例の有無により対応の違いがあり、認識にも偏りが生じることも否めない。よって、全ての地方自治体に犯罪被害者等支援条例の環境が整っていれば、当たり前のように支援の認識を持ち、支援につながりやすくなると思う。藤沢市においても、現場からの要望している声を聞いている。



精神的な打撃も大きく、立ち直る状況も様々で長くかかるケースもあることから、地域で支

援の輪を広げ、地方自治体の体制づくりを整えておく必要がある。全国的に拡大している状況を鑑み、誰もが安心して暮らせるまちづくりとして、藤沢市も早急に取り組むべき課題である。